

# 審査基準

基準の名称	公有水面埋立免許審査基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
公有水面埋立法	第2条 第1項	公有水面埋立の免許
基準の内容		
<p>公有水面埋立法（大正10年4月9日法律第57号）第2条第1項に規定する公有水面埋立の免許については公有水面埋立法，公有水面埋立法施行令（大正11年4月8日勅令第194号）及び公有水面埋立法施行規則（昭和49年3月18日運輸・建設省令第1号）に定めがあるもののほか，次の1から6に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ免許をしない。また，7に掲げる場合は，却下する。</p> <p>なお，この基準において，「法」とは公有水面埋立法を，「令」とは公有水面埋立法施行令を，「則」とは公有水面埋立法施行規則をいうものとする。</p>		
<p>1 埋立ての免許又は承認（法第42条）は，原則として，次の掲げるものについて行う。</p> <p>(1) 法令に基づき土地を収用し又は使用しうる事業のための埋立て</p> <p>(2) 国又は公共団体が行う埋立て</p> <p>(3) (1)に掲げるもののほか私人が行う埋立てで公共の利益に寄与するもの</p> <p>2 埋立免許の願書等について（法第2条，則第1条，第2条及び第3条関係）</p> <p>(1) 埋立の理由等について</p> <p>① 埋立てを必要とする理由及び埋立ての規模の算出根拠が確認できること。</p> <p>② 工業用途の埋立てであって，立地予定業種が特定しているものについては，その生産規模が確認できること。</p> <p>(2) 埋立地の用途について（法第2条第2項第3号，則第1条及び別記様式第1関係）</p> <p>① 法第2条第2項第3号の埋立地の用途は，法第3条の規定による出願事項の縦覧及び地元市町村長の意見徴取，法第4条の規定による埋立免許基準，法第13条ノ2の規定による出願事項の変更並びに法第29条の規定による埋立地の用途変更の許可等の埋立地の用途に関する規定の趣旨を考慮して定めているため，なるべく具体的であること。</p> <p>② ①の場合において，埋立地の用途のうち工業用途については，③から⑤までによるほか，少なくとも，統計法の規定による日本標準産業分類のうち中分類によること。</p> <p>③ 工業用途のうち，石油製品製造業用地と，石炭製品製造業用地は区分するものとし，また，金属製品製造業用地及び機械器具製造業用地は併せて金属機械器具製造業用地とすることができるものであること。</p> <p>④ 工業用途のうち，中小企業工業団地造成のための埋立てで②により定め難いものについては，製造業用地として用途を定めることができるものであること。</p> <p>⑤ 主たる工業用地の関連工業用地は，主たる工業用地と同一の用途として取り扱うこと。</p> <p>(3) 環境保全に関し講じる措置を記載した図書について（則第3条第8号関係）</p> <p>「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」とは，埋立て及び埋立地の用途に関する環境影響評価に関する資料を含む環境保全措置を記載した図書であること。</p> <p>3 埋立ての免許基準について（法第4条第1項及び第2項，則第5条及び第6条関係）</p> <p>(1) 埋立ての免許基準の性格について</p> <p>法第4条第1項各号の基準は，これらの基準に適合しないと免許することができない最小限度のものであり，これらの基準のすべてに適合している場合であっても免許の拒否はあり得るので，埋立ての必要性等他の要素も総合的に勘案して審査するものであること。</p> <p>(2) 国土利用上適正かつ合理的なることについて（法第4条第1項第1号関係）</p> <p>埋立てそのもの及び埋立地の用途が国土利用上適正かつ合理的であること。</p> <p>(3) 環境保全の配慮について（法第4条第1項第2号関係）</p> <p>埋立てそのものが水面の消滅，自然海岸線の変更，潮流等の変化，工事中の濁り等に関し，海域環境の保全，自然環境の保全，水産資源の保全等に十分配慮されたものであること。</p>		

# 審査基準

- (4) 公共施設の配置及び規模について（法第4条第1項第4号，則第5条関係）
  - ① 則第5条第2号の公園，緑地及び広場に関する技術的細目については，環境保全等の重要性にかんがみ，埋立てが新たに土地を形成するものである点を考慮し，また，埋立地の規模，用途，区画割及び周辺の状況を勘案して，全体として十分なオープンスペースが確保されたものであること。
  - ② 則第5条で規定する公共施設以外の公共施設についても，その配置及び規模が適正であること。
- (5) 令第7条の法人の行う分譲を目的とする埋立てについて（法第4条第1項第5号，令第7条関係）
  - ① 分譲を目的とする埋立ての主体が限定されている趣旨にかんがみ，当該法人の事業活動の公共性，公益性，埋立地の処分方法等について審査する。
  - ② 土地の造成及び処分の業務の運営が，定款，協定等に基づき，資金計画，事業計画等の作成又は変更について，出資した国又は公共団体の許可，承認等を必要とすることとなっている等当該国又は公共団体の監督のもとになされることになっていること。
- 4 設計の概要について（則第1条別記様式第1記4関係）
  - (1) 則第1条別記様式第1記4「設計の概要」（3）の「埋立てに関する工事の施行方法」には，少なくとも，埋立工法，埋立てに用いる土砂等の種類及び埋立てに関する工事の施行順序が記載されていること。
  - (2) 則第1条別記様式第1記4「設計の概要」（4）の「公共施設の配置及び規模の概要」のうち公共施設の規模とは，公共施設の敷地面積の大きさの意味であること。
- 5 一般平面図及び海図について（則第2条第1号イ及びニ関係）
  - (1) 「一般平面図」は，原則として国土地理院の刊行したものであること。
  - (2) 「海図」は，海上保安庁の刊行したものであること。
- 6 令第7条関連
  - (1) 「産業ノ振興，生活環境ノ向上又ハ流通機能ノ増進ヲ図ルコトヲ目的トシ」とは，少なくとも次の各号を満たすこと。
    - ① 埋立地の利用計画において，産業の振興等の実現を目的としていることが具体的に明確であり，かつ，その内容が埋立地の位置，用途，周辺地域との関係等からみて適切かつ合理的あること。
    - ② 埋立事業が，次のような客観的な基準に適合する良質な事業であって，埋立ての目的の達成が十分に確実であること。
      - ア 産業の振興を図るものにあつては，効率的，効果的な産業活動を行わしめるに足るものであること。この場合においては，産業の種類に応じて，工場立地法第4条の準則その他産業施設の整備の指針等を考慮する。
      - イ 生活環境の向上を図るものにあつては，良好な生活環境を形成するに足るものであること。この場合においては，都市計画法第33条の開発許可基準等を考慮する。
      - ウ 流通機能の増進を図るものにあつては，高度な流通機能を実現するに足るものであること。この場合においては，流通業務市街地の整備に関する法律第3条に定める基本指針等を考慮する。
  - (2) 「地域ノ総合的發展ニ著シク寄与スベキ埋立」とは，少なくとも次の各号を満たすこと。
    - ① 地域を総合的に整備し，改善し，又は振興するための計画であつて，地方公共団体が自ら策定し，又は承認した計画に沿って行われることが，明らかな埋立てであること。
      - ア ①の「計画」は，その策定に当たって当該地方公共団体の環境保全部局，水産部局，都市計画部局その他関係部局が関与した総合的な計画であること。
      - イ ①の「計画」に，具体的に埋立計画が記載されていることは必ずしも必要ではないこと。
    - ② ①の計画の内容に照らし，当該埋立てを早期に実現することが必要かつ合理的であること。
  - (3) 「工事ノ竣功後三年以内ニ埋立地ノ処分ヲ完了スル見込確實ナルモノ」であるかどうかは，処分計画のみでなく，周辺地域の公共施設の整備等の客観的な見通しを踏まえて判断する。
  - (4) 令第7条第2号ただし書の適用を受ける埋立てに係る則第3条第10号の図書は，国等の出資比率の状況を記載した書類及び当該埋立てと地域の総合的發展との関係を示した書類とすること。

# 審査基準

7 却下について（法第3条第1項ただし書関係）

- (1) 所定の図書が不足している等出願手続上瑕疵がある場合
- (2) 免許基準に適合していないことが明白である場合

標準処理期間 150日

〔 大臣認可に係る埋立については210日，また，大臣認可に係る埋立のうち環境大臣に意見照会するものについては250日 〕